

## 第2節 社会的状況

対象事業実施区域及びその周辺の社会的状況を表 2-2-1～4 に示す。

表 2-2-1 対象事業実施区域内及びその周辺の社会的状況

調査項目		調査内容
2-1 人口及び 産業の状況	1. 人口	佐久穂町の平成 27 年国勢調査時点の人口及び世帯数は、11,192 人、4,017 世帯である。佐久市平林岩水の平成 27 年 10 月 1 日時点の人口及び世帯数は、124 人、44 世帯である。 人口の前回国勢調査及びそれと同時期の平成 22 年 10 月 1 日時点比では、佐久穂町で 7.3%、佐久市平林岩水で 11.4%、いずれも減少している。 人口密度は、佐久穂町が 59.5 人/km <sup>2</sup> となっている。
	2. 産業	佐久穂町の平成 22 年の産業（大分類）別従業者数では、「製造業」が最も大きな割合を占め、次いで「農業」「医療・福祉」の順となっている。
2-2 交通の状況		対象事業実施区域へのアクセス道路となる、一般国道 299 号の交通量は、佐久穂町海瀬 332 で 7,206 台/24 時間（推定値）となっている。 また、対象事業実施区域のその他の交通施設としては、鉄道（東日本旅客鉄道小海線）が通じており、最寄り駅は海瀬駅である。
2-3 土地利用の状況	1. 土地利用	対象事業実施区域及びその周辺は山林であり、山林の面積は佐久穂町では町域の 70.0%を占めている。
	2. 都市計画	対象事業実施区域が含まれる佐久穂町では、用途地域を指定していない。
2-4 環境保全につ いての配慮が必要 な施設の状況	1. 学校及び 保育所	対象事業実施区域及びその周辺の佐久穂町の区域には、保育園、小中学校が合計 5 施設存在する。
	2. 病院、 診療所等	対象事業実施区域及びその周辺の佐久穂町の区域には、病院及び診療所が 8 施設、社会福祉施設及び図書館等が 6 施設存在する。
2-5 水域の利用状況	1. 河川、湖沼 及び地下水 の利用状況	①水道水源としての利用状況 佐久穂町の上水道の普及率は平成 26 年度末時点で 98.6%である。水源は地下水であり、浅井戸、深井戸及び湧水ですべてを賄っている。 ②地下水の利用状況 佐久穂町では、地下水の適正な利用と保全を目的に、「佐久穂町地下水保全条例」（平成 24 年 9 月 25 日条例第 18 号）を制定している。この条例では、新たに地下水を採取使用とする場合には、あらかじめ町長へ申請し、許可を受けることを義務づけている。また、1 日当たり 100m <sup>3</sup> 以上の地下水を採取しようとする場合には、許可申請前の協議を義務づけている。
	2. 漁業として の利用状況	対象事業実施区域及びその周辺を流れる千曲川及びその支流には、第 5 種共同漁業権が設定されている。千曲川本川の下畑橋上流に位置する高野町用水堰堤を境に、上流（南側）は南佐久南部漁業協同組合、下流（北側）は佐久漁業協同組合がそれぞれ漁業権の管理を行っている。なお、対象事業実施区域近傍を流れる抜井川は、佐久漁業協同組合の管内である。 漁業権魚種は、あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、かじか、うなぎ、わかさぎ、にじます、やまめ、いわな、しなのゆきますの 12 種類である。
2-6 環境整備の状況	1. 下水道の 普及状況	佐久穂町の下水道の普及率は平成 26 年度末時点で 96.7%、水洗化率は 80.3%である。
	2. 廃棄物の 処理状況	佐久穂町で排出されるごみのうち、可燃ごみの焼却・最終処分は民間委託により処理している。古紙、ペットボトル、空き缶、布類、その他プラスチックは清掃センターで中間処理の後、処理を民間委託している。

表 2-2-2 対象事業実施区域内及びその周辺の社会的状況

【2-7 環境保全を目的とした関係法令による指定、規制等の状況（大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水、土壌）】

区分	法令等	規制・基準	対象事業実施区域及び周辺地域の区域等の指定状況
大気質	環境基本法	大気汚染に係る環境基準	－（区域を定めず指定）
	大気汚染防止法 ダイオキシン類 対策特別措置法	大気汚染に係る規制基準	－（区域を定めず指定）
騒音	環境基本法	騒音に係る環境基準 ・道路に面する地域に係る 環境基準 ・幹線交通を担う道路に 近接する空間の環境基準	対象事業実施区域は、騒音に係る環境基準の地域の類型 に該当しないため、騒音に係る環境基準は適用されな いが、周辺の一般国道 299 号（敷地境界から 15m）等に幹線 交通を担う道路に近接する空間の環境基準が適用される。
	騒音規制法	工場騒音 ・特定工場等に係る規制基準	対象事業は特定工場等には該当せず、対象事業実施区域 は、工場、事業場騒音に係る規制地域に指定されていない。
		道路交通騒音 ・道路に面する地域の 要請限度	幹線交通を担う道路として、周辺の一般国道 299 号沿 いで幹線交通を担う道路に近接する地域（敷地境界から 15m）、幹線交通を担う道路に近接する空間（敷地境界 から 15m 以遠）に指定されている。
建設作業騒音 ・特定建設作業騒音に係る 騒音の規制基準	対象事業では、木材のチップ化等において、騒音規制法 の特定工場等の適用を受ける可能性があるが、対象事業 実施区域は、用途地域の区分がないため、騒音規制地域等 の指定はない。		
振動	振動規制法	工場振動 ・特定工場等に係る振動の 規制基準	対象事業は特定工場等には該当せず、対象事業実施区域 は用途地域指定がなされていないことから、第 1 号区域～ 第 2 号区域に該当しない。
		道路交通振動 ・道路交通振動の要請限度	対象事業実施区域には騒音規制法に基づく道路に面す る地域の要請限度の指定はないが、周辺の周辺の一般国道 299 号に幹線交通を担う道路に近接する地域（敷地境界 から 15m）、幹線交通を担う道路に近接する空間（敷地境界 から 15m 以遠）の要請限度が適用される。
		建設作業振動 ・特定建設作業の 規制に関する基準	対象事業に伴う建設工事は、ブレーカー等を使用する可 能性があるため振動規制法に係る特定建設作業に該当す るが、対象事業実施区域は用途地域指定がなされていな いことから、第 1 号区域～第 2 号区域に該当しない。
悪臭	悪臭防止法	特定悪臭物質の規制基準 悪臭規制地域等の指定	対象事業実施区域は、用途地域指定がなされていないこ とから、悪臭規制地域に指定されていない。
水質	環境基本法 ダイオキシン類 対策特別措置法	人の健康の保護に関する 環境基準 ダイオキシン類に関する 水質の環境基準	対象事業実施区域は千曲川水系に位置しており、区域内 の河川には類型区分の指定はないが、対象事業実施区域の 西側を流れる千曲川が A 類型に指定されている
	水質汚濁防止法 ダイオキシン類 対策特別措置法	排水基準	対象事業は、水質汚濁防止法及び長野県公害防止に関す る条例に基づく特定施設を設置する計画はない。
地下水	環境基本法 ダイオキシン類 対策特別措置法	水質に係る 地下水の環境基準	－（区域を定めず指定）
土壌	環境基本法 ダイオキシン類 対策特別措置法	土壌の汚染に係る環境基準	－（区域を定めず指定）
廃棄物	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	「廃棄物」の排出抑制、 再使用、再生利用及び その適正利用	長野県は「長野県建設リサイクル推進指針」（平成 14 年 5 月、長野県）を定め、多くの区分で国の基本方針より 高いリサイクル目標値を設定し、建設系廃棄物の有効利用 と適正処理に取り組んでいる。
温室 効果ガ ス	長野県環境エネル ギー戦略 ～第三 次長野県地球温暖 化防止県民計画～	温室効果ガスの 総排出量の削減目標	長野県は、温室効果ガスの総排出量の削減目標として、 1990（平成 2）年度比で 2020（平成 32）年度までに 10%、 2030（平成 42）年度までに 30%削減し、長期的には 2050 （平成 62）年度までに 80%削減することを掲げている。

表 2-2-3 対象事業実施区域内及びその周辺の社会的状況

【2-7 環境保全を目的とした関係法令による指定、規制等の状況（自然保護等に係る環境関連法令等）】

法令等	内容		対象事業実施区域 及びその周辺*	うち対象事業 実施区域
自然環境保全法	原生自然環境保全地域		×	×
	自然環境保全地域		×	×
自然環境保全条例	郷土環境保全地域		×	×
	自然環境保全地域		×	×
自然公園法	国立国定公園		×	×
	県立自然公園		×	×
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区		×	×
	特別保護地区		×	×
都市計画法	風致地区		×	×
都市緑地保全法	緑地保全地区		×	×
森林法	地域森林計画 対象森林	民有林	×	×
		保安林	○	×
国有林野法	地域森林計画対象森林		○	×
	地域森林計画対象外の森林		×	×
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域		○	○
砂防法	砂防指定地		○	×
地すべり等防止法	地すべり防止区域		×	×
	ぼた山崩壊防止区域		×	×
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域		○	×
土砂災害防止法により長野県が指定	土砂災害特別警戒区域 (土石流)		○	×
	土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地の崩壊)		○	×
	土砂災害特別警戒区域 (地すべり)		×	×
	土砂災害警戒区域 (土石流)		○	×
	土砂災害警戒区域 (急傾斜地の崩壊)		○	×
	土砂災害警戒区域 (地すべり)		×	×
長野県水環境保全条例	水道水源保全地区		×	×
長野県豊かな水資源の保全に関する条例	水資源保全地域		×	×
景観法及び景観条例	景観育成特定地区		×	×
	景観計画地区（一般地域）		○	○

注 1) 有：○ 無：×

注 2) \*：対象事業実施区域及びその周辺とは、対象事業実施区域より半径 4km の範囲。

表 2-2-4 対象事業実施区域内及びその周辺の社会的状況

【2-8地域の環境に係る方針等の状況】

調査項目	計画名称	調査内容
環境保全に係る計画等	佐久穂町環境保全条例	佐久穂町は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、「佐久穂町環境保全条例」（平成 17 年 3 月 20 日、条例第 108 号）を制定している。この条例では、町の環境の保全についての基本理念を定めるとともに、町・事業者・町民の責務を明らかにし、自然環境並びに生活環境の保全のために守るべき事項等を定めている。
	佐久穂町環境保全基準	佐久穂町は、前項の「佐久穂町環境保全条例」第 7 条第 1 項に基づき、町内の自然環境及び生活環境を保全するための基準として「佐久穂町環境保全基準」（平成 17 年 3 月 20 日、告示第 44 号）を定めている。この基準では、開発行為を行おうとする場合において守るべき基準を定めている。特に、関係住民に対して事前に説明会等を開催して説明すること、意見が寄せられた場合には、その意見等に対する協議等を行い、結果について記した文書「協議経過書」を町に対して提出することを定めている。
	佐久市環境基本計画	佐久市は、「佐久市環境基本条例」（平成 17 年 4 月 1 日、条例第 110 号）に基づき、「佐久市環境基本計画」（平成 20 年 3 月）を策定している。本計画は、平成 17 年 4 月の市町村合併によって新しい佐久市が誕生したことから、新しい市域における地域別の環境配慮方針を策定するとともに、再生可能エネルギーの利活用、リサイクルの推進による循環型社会の構築等の新しい方策を追加し、策定した。
	佐久市環境エネルギー重点プラン	佐久市は、平成 18 年度に「佐久市地域新エネルギービジョン」を策定し、市民、事業者、行政の協働により新エネルギーの普及を進めてきた。また地球温暖化対策として、佐久市が行う事務及び事業活動における温室効果ガスの排出を抑制するための行動計画として、平成 21 年度から平成 24 年度を計画期間とした「佐久市地球温暖化対策実行計画」を策定し、取り組みを進めてきた。これらを踏まえ、佐久市における新エネルギーを含む再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進を主な目的とした「佐久市環境エネルギー重点プラン」を平成 26 年 2 月に策定した。
開発動向	佐久穂町国土利用計画（佐久穂町計画）	佐久穂町は、旧佐久町と旧八千穂村が平成 17 年 3 月 20 日に合併してできた新しい町である。国土利用計画（佐久穂町計画）は、この合併を契機として、平成 19 年に策定された。 この計画では、町土の利用にあたり、町民の理解と協力を得つつ、自然環境や農村環境の保全と公共の福祉を優先し、健康で文化的な生活環境の確保と、町土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に進めていくものとしている。
	佐久市国土利用計画（佐久市計画）	佐久市計画は、平成 23 年 11 月に策定された「第一次佐久市総合計画後期基本計画」の趣旨に即したものとするため、既存の「国土利用計画（佐久市計画）」の見直しを行い、新たな「国土利用計画（佐久市計画）」を平成 24 年 3 月に策定した。本計画では、佐久市の調和ある持続的発展と一体性の確保を基本として、各地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件を踏まえ、公共の福祉を優先させ、安全で快適な生活環境の確保と地域の特性を生かした土地利用を総合的かつ計画的に行うことを基本理念としている。